第 1860 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 8月 3日 金曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 償却費として損金経理した金額

Q：当社は８０万円の備品を購入し、その代金は２０回の分割払いにしました。経理担当者は、月々の支払いの都度、消耗品費で処理してしまったのですが、この消耗品費とした金額は「償却費として損金経理をした金額」として取り扱うことができますか。

A：償却費として損金経理した金額にはなりません。

【解説】

法人税法上、償却費として損金の額に算入する金額は、「償却費として損金経理をした金額」のうち、償却限度額に達するまでの金額ですが、「償却費」以外の科目名を用いて損金経理した金額であっても次のようなものは、その性質上「償却費として損金経理をした金額」として取り扱われます。

(1) 減価償却資産の取得価額に算入すべき付随費用の額のうち経費処理をした金額
(2) 修繕費として経理した金額のうち資本的支出に該当する金額
(3) 除却損又は評価損として経理した金額のうち損金の額に算入されなかった金額
(4) 少額な減価償却資産（おおむね６０万円以下）又は耐用年数が３年以下の減価償却資産の取得価額を消耗品費等として経理をした場合のその経理をした金額

ご質問の場合、(4)の内容から判断すると、備品の取得価額が８０万円ということで６０万円を超過していますから、消耗品費として処理したものは、減価償却したことにはなりません。